

納めきれない社会保険料

強まる滞納
差し押さえ

相談は民商へ

年金機構の強引な徴収への対処法

社会保険料の滞納を理由とした売掛金や預金などの差し押さえが強まっています。行き過ぎた取り立てを制限するための手続きを定めた「日本年金機構滞納処分実施要綱」「納付の猶予取扱要領」「換価の猶予及び処分停止の取扱要領」があります。各地の民商には「社会保険料を払いたくても払えない」「差し押さえを解除してほしい」と相談が相次いでいます。「納付の猶予」など、活用できる制度を紹介します。

「納付の猶予」の申請

災害、病気、貸し倒れ、事業の休廃止、著しい事業上の損失などで納付できないと認められた場合、申請に基づいて1年以内で保険料の納付を猶予し、分納することができます。事情によりさらに1年延長することもできます。延滞金は、年利9.3%から半額ないし2.8%に軽減されます。

社会保険料の滞納処分 各地の解決事例



「先日付小切手」取り返す=大阪・福島民商

年金事務所から強制的に200万円余りの先日付小切手を切らされました。「納付の猶予」を申請し、小切手を返還させました。「納付計画を自分で試算し、よりリアルに経営実態もつかめた」と喜んでいます。

年金事務所と交渉し、差し押さえ解除=兵庫・西宮民商

年金事務所に約280万円の売掛金を差し押さえられました。インターネットで知った民商に相談し、民商の役員と一緒に年金事務所と交渉。「厳しい取り立てを苦に自殺に追い込まれる中小業者もいる。それを防ぐために納税緩和措置があるのではないか」と問い合わせました。後日、担当者から「売掛金の差し押さえを解除しました」と連絡があり、「これで社員の給与や家賃、融資の返済を支払うことができる」と喜びを語っています。

「換価の猶予」の活用

納付への誠実な意思が認められ、一時に納付すると事業継続や生活維持を困難にする場合に、滞納処分を留保し、1年以内で保険料の納付を猶予し、分納することができます。事情により1年延長することもできます。延滞金は半額に低減されます。申し入れの仕方は、「申請型」(新設)、「職権型」(年金事務所長に請願書などで要請。年金事務所の判断で適用が可能)の2種類あります。



滞納処分の執行停止

滞納者が資力喪失や生活窮迫状態などに陥り、保険料を徴収することが不能、または徴収が適切でないと判断される場合、滞納処分の執行をいったん打ち切る制度。また、滞納そのものをなくす場合もあります(執行停止から3年継続の場合)。年金事務所長に請願書などで申請します。

売掛金の差し押さえ解除=群馬・高崎民商

売掛金(4件、約100万円)を差し押さえられましたが、「納付の猶予」を申請し、差し押さえを解除させました。「民商に相談してよかったです。大変だけど、頑張って仕事を続けていきたい」と語っています。

差押予告解除し分納も減額=新潟・上越民商

年金事務所に取引先の売掛金の差し押さえの調査文書を送られてしましました。民商役員らと年金事務所と交渉。「差し押さえの前に、現在の経営状況などを把握する努力はしたのか」と申し入れ、差押予告を解除させました。また、分納額3万円を1万円に減額できました。

差し押さえを解除し、全額返還=埼玉・本庄民商

社会保険料約100万円を滞納し、年金事務所から売掛金を差し押さえられ、民商の役員と一緒に交渉。担当者は「差し押さえの解除はできない。売掛金はすでに年金機構に振り込んだ」と突っぱねました。これに強く抗議。納付の猶予制度を説明していないことを認めた担当者は上司と相談の後、「差し押さえは解除します」と回答し、その後、約100万円の売掛金全額が返還されました。

国会の質疑でも明確になりました

「税より労働者の賃金支払いが優先」

財務大臣

09年2月、衆議院の財務金融委員会で、日本共産党の佐々木憲昭議員(当時)は、派遣会社の売掛金を、国税当局が一方的に差し押さえた問題を取り上げ、「このなかには賃金分が含まれている。労働者の命、生活を守る立場では正せよ」と追及。

与謝野大臣(当時)は、「私が弁護士なら、労働債権をまとめて回収し、租税債権より先取特権があることを主張する」と、税金の回収よりも労働者の賃金支払いが優先するとの考えを示し、「その立場で行政も柔軟に対応すべきだ」と答えました。

